

許可番号 高管機-1000095 号

書換え交付

# 高度管理医療機器等 販売業 貸与業 許可証

氏名  
(法人にあつては、名称) クロスウィルメディカル株式会社

営業所の名称 クロスウィルメディカル株式会社 東山形営業所

営業所の所在地 山形市東山形二丁目1-20

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第39条第1項の規定により高度管理医療機器等の 販売業・貸与業  
の許可を受けた者であることを証明する。

令和 2年10月27日

山形市保健所長

加藤 丈夫



有効期間 平成29年 4月 1日 から  
令和 5年 3月31日 まで

台帳番号：1005145-01

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、山形市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、山形市を被告として（訴訟において山形市を代表する者は山形市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。  
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。